

令和6年2月市議会 総務委員会資料

第54号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例

目次

ページ

1 地方税法の一部改正に伴う長崎市税条例の改正について

(1) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例・・・・・・・・・・ 2～3

(2) 長崎市税条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5

理 財 部

令和6年3月

# 1 地方税法の一部改正に伴う長崎市税条例の改正について

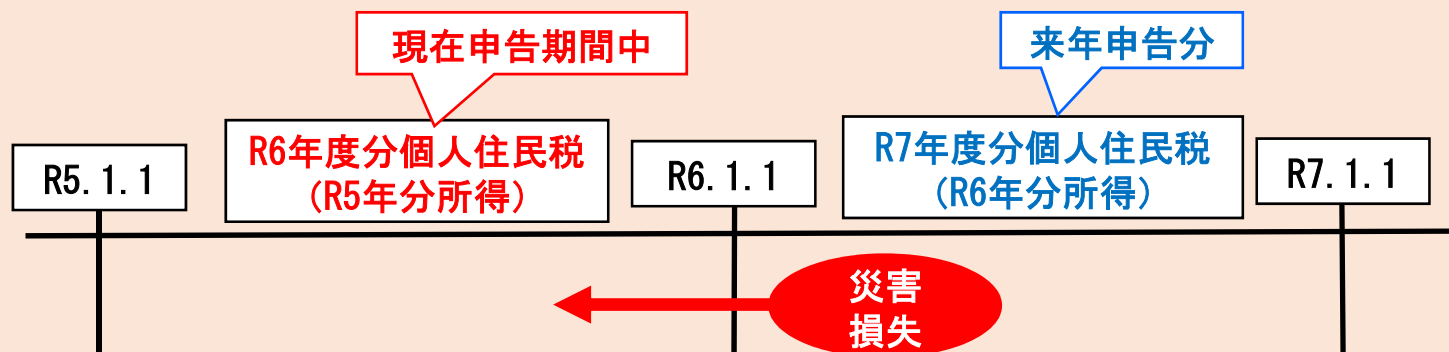
## (1) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例（市税条例附則第5条の2（新設））

### ア 改正の背景

令和6年1月に発生した能登半島地震による災害では、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日と令和6年度分個人住民税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和6年度分個人住民税について、災害による損失に係る特別な措置を講ずる。（令和6年2月21日地方税法の一部を改正する法律施行）

### イ 改正の内容

能登半島地震により住宅や家財等の資産に生じた損失は、本来、令和6年1月に生じたものであるため、令和7年度分の個人住民税（令和6年分所得）において雑損控除の適用対象となるが、令和6年度分の個人住民税（令和5年分所得）において雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。



※雑損控除 災害又は盗難等によって、資産について損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受けることができ、控除額は次のうち、いずれか多いほうの金額。

- ① (損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の合計額×10%
- ② 災害関連支出の金額－5万円

## (1) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例（市税条例附則第5条の2(新設)）

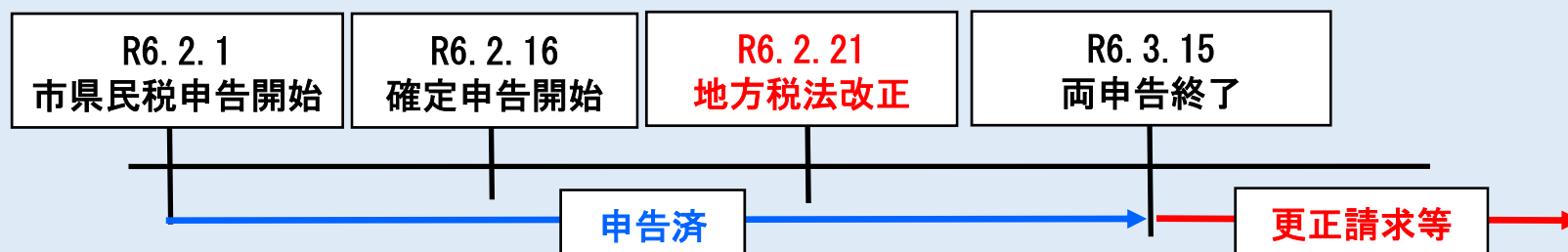
### ウ 申告等の現状

(ア) 能登半島地震の発災日は令和6年1月1日であるが、市県民税の課税は賦課期日（1月1日）現在の住所所在地の市町村での申告となっていることから、1月1日に能登半島に住所を有する者が長崎市へ申告することは想定されない。

ただし、住所を長崎市に置いたまま、能登半島に居住している場合等の例外も考えられる。

(イ) 地方税法の一部を改正する法律の施行は令和6年2月21日であるが、市県民税の申告は2月1日から、確定申告は2月16日から既に始まっており、いずれも3月15日に申告期間は終了することとなる。なお、確定申告で特例を適用した場合は、市県民税も同様の申告がなされたものとして取り扱う。

また、既に市県民税の申告を終了している者や、未申告の者は条例改正後に更正の請求等により特例を適用できることとなる。なお、適用しない場合でも、通常通り令和7年に申告が可能である（適用は1回のみ）。  
※所得税においても確定申告期限を徒過した場合、更正の請求等により特例を適用できることとされている。



### エ 施行日

公布の日

## (2) 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附則</p> <p>[新設]</p>	<p>附則</p> <p><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第23条の3の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第23条の3の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする政令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失</u></p>

## (2) 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>[新設]</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第23条の3の規定に因る控除の適用に津いては、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法<u>附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」とすることができる。</p>	<p><u>額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第25条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</u></p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第23条の3の規定による控除の適用については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法<u>附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」とすることができる。</p>